

令和7年(ワ)第9801号 投稿記事削除等請求事件

原告 部落解放同盟大阪府連合会西郡支部 外2名

被告 宮部龍彦

答 弁 書

令和7年11月4日

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

被告 宮部龍彦

第1 請求の趣旨に対する本案前の答弁

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。  
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 原告らの当事者適格の欠如

原告らは全て権利能力なき社団である。一般に法人格を有しない団体が「業務遂行権」や「差別されない権利」を主張するためには、判例上厳格な要件が求められる。

原告らが、長年にわたり自治体等の支援を受けながら当該地域を同和地区と喧伝してきたことは明白である。自ら積極的に公表してきた以上、「地域が同和地区であること」をもはや秘匿情報として扱う余地はなく、団体としての人格権や業務遂行権が侵害されたと主張すること自体失当である(乙40ないし43号証)。

また、原告らが本件訴訟を迫るにあたり、内部手続(規約に基づく組織決定)が適法に経ているかも疑問が残る。

よって、原告らにはそもそも原告となる当事者適格を欠き、本件訴えは却下されたい。

## 2 請求内容の曖昧性・広範性

原告らは記事の削除にとどまらず、将来の書籍出版やあらゆる公表手段での情報発信禁止を求めている。しかし、すでに行政資料や歴史研究等で公にされている事実をここまで包括的に制限することは表現の自由を過度に侵害する。

また、どの範囲の情報が差止対象となるか明確ではなく、いずれにせよ実効性にも疑問が残る。

原告らの真の意図は、被告による「部落探訪」という活動そのものを今後一切止めさせたいところにあると推察される。だが、それは取材や記事作成といった表現活動を包括的に封じ込めることを意味し、憲法 21 条が保障する表現の自由に照らして到底認められない。

仮に本件記事を削除しても、被告が改めて別の趣旨や視点で同地域を取材し、記事を掲載する可能性まで否定する法的根拠は存在しない。従って、将来的な「部落探訪」自体の禁止を望む原告らの請求は、もとより訴えの利益を欠き、理由がないといわざるを得ない。

## 3 本訴の争点は本訴と併合予定である別訴令和 6 年(ワ)第 6807 号 投稿記事削除等請求事件と共通であるため、別訴で陳述済みの主張を本訴でも援用する。

### 第3 請求の趣旨に対する本案の答弁

- 1 原告らの請求を棄却する。
  - 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- との判決を求める。

#### 第4 本案に対する認否および被告の主張

本案前の却下が認められない場合に備えて、以下のとおり本案についても答弁する。

本訴の争点は本訴と併合予定である別訴令和6年(ワ)第6807号 投稿記事削除等請求事件と共通であるため、別訴で陳述済みの主張を本訴でも援用する。

以上